

## 造血幹細胞移植医療体制整備事業実施要綱

### 1. 目的

本事業は、白血病等の造血機能障害に対する有効な治療法である造血幹細胞移植を受けようとする患者が、どの病院においても疾病の種類や治療ステージに応じて「骨髄移植」、「末梢血幹細胞移植」及び「臍帯血移植」のうち適切な移植術を選択し実施できるようにするため、これら全ての移植術を実施している拠点的な病院において、造血幹細胞移植の医師等を育成するとともに、地域の医療従事者に対する研修、骨髄の早期採取の取り組み等を行うことで、地域における造血幹細胞移植医療の体制整備を図ることを目的とする。

### 2. 実施主体

次のいずれにも該当する医療機関であって、専門家・有識者等第三者により構成される会議の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認める者を選定するものとする。

- (1) 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者の以下の全ての認定を受けている医療機関
  - ・非血縁者間骨髄採取施設認定
  - ・非血縁者間骨髄移植診療科認定
  - ・非血縁者間末梢血幹細胞採取施設認定
  - ・非血縁者間末梢血幹細胞移植診療科認定
- (2) 造血幹細胞提供支援機関に登録している移植医療機関

### 3. 事業の内容

実施主体となった医療機関は、1の目的を達成するために、次の事業を行う。

#### (1) 造血幹細胞移植医療人材育成事業

ア 造血幹細胞移植に携わる医師や医療従事者の育成の重要性が指摘されており、また、チーム医療による対応の必要性が増していることから、主に造血幹細胞移植に携わる専門的な医師や医療従事者の育成及び地域の医師等を対象とした研修事業を行う。

イ アの事業実施にあたり、対象となる医師や医療従事者が研修に参加しやすい環境を整備するため、研修が長期にわたる場合には、当該医師等の研修期間中の代診医等の確保に努めること。

(2) 造血細胞移植コーディネート支援事業

ア 早期に骨髄移植を行うことが必要な者が早期に骨髄移植を受けることができるよう、移植医療関係者や関連機関と調整を行うことにより、骨髄の採取までの期間短縮を支援する造血細胞移植学会認定の造血細胞移植コーディネーター（HCTC）を専任で配置する。

イ 当該HCTCを中心に、地域の医療機関の医療従事者も参加する、造血幹細胞移植に関するカンファレンスや勉強会等を開催する。

(3) 造血幹細胞移植地域連携事業

地域の医療機関の要請に応じて、造血幹細胞移植の専門医を派遣するなどの診療支援を行うとともに、地域の医療機関から紹介された造血幹細胞移植を必要とする患者の受け入れに努めること。

4. 留意事項

ア HCTCの配置に当たっての「専任」とは、「専ら担当している」者であり、担当者となっていればよいものとし、その他業務を兼任していても差し支えないものとする。ただし、就業時間の少なくとも5割以上、当該業務に従事している必要があるものとする。

イ 骨髄の早期採取に資するよう、HCTCの活用とともに無菌室、手術室の枠の有効利用が図れるように努めること。

ウ 骨髄採取の早期化を目指すに当たっては、当該事業の実施主体である医療機関のみが積極的に骨髄採取を行うのではなく、現状、骨髄採取件数が少ない地域の医療機関と連携して、各医療機関での採取数を増やしてもらうことなどにより、全体として骨髄採取数の増加及び骨髄採取の早期化を図ることが必要であることに留意する。